

○奈良県警察教養細則の制定について（例規）（平成13年9月21日例規第37号）

[沿革] 平成17年9月例規第22号、27年7月第17号改正

この度、奈良県警察教養細則（平成13年9月奈良県警察本部訓令第15号）が制定されたことに伴い、奈良県警察教養細則の制定について（平成5年11月例規第49号）の全部を改正し、平成13年9月21日から実施することとしたので、下記により適切に運用されたい。

なお、奈良県警察教養細則の制定について（平成5年11月例規第49号）は、廃止する。

記

1 警察職員の心構えについて（第2条関係）

警察職員が保持すべきとされる「職務に係る倫理」とは、職務倫理の基本に示されている5つの徳目のほか、警察職員としてとるべき道又は行いをいう。

2 警察教養の実施について（第3条関係）

教養の実施に当たっては、学校教養において基礎的な能力を修得させ、職場教養においてこれを実務で活用できるように発展させることとするなど、学校教養と職場教養を関連付けて実施するものとする。

3 学校教養の課程について（第6条関係）

年齢、実務経験等から判断して、管区警察学校における巡査部長任用科又は警部補任用科の課程を履修させる必要がないと認められる者については、県警察学校の巡査部長任用科又は警部補任用科を履修させることができる。

4 教授科目及び教養期間について（第7条関係）

各課程の教授科目及び教養期間について「別に定める」とは、学校教養各課程の教授科目及び教養期間の制定について（平成5年11月例規第51号）をいう。

5 職場教養の実施について（第10条関係）

職場教養の実施の責に任じる所属長の役割を明確化したものであり、所属長が自らの役割を自覚し、実効ある職場教養が行われるよう努めること。

6 資料配布について（第13条関係）

教養責任者は、所属長の指示を受け、職場教養に必要な教養資料を作成するものとする。

7 小集団活動の推進について（第14条関係）

所属長は、警察職員一人ひとりが高い倫理観に基づいた行動を実践することを目的として、業務の改善等に関して、小集団により積極的に研修及び検討を行わせるものとする。

8 職場実習及び実戦実習について(第16条、第17条関係)

職場実習及び実戦実習の実施要領について「別に定める」とは、職場実習及び実戦実習実施要領の制定について(平成27年7月例規第16号)をいう。

9 体育及び術科訓練について(第18条関係)

(1) 全職員を対象として、基礎的な体力、気力の向上を図り、真に現場で役立つ実戦的な訓練を実施するものとする。

(2) 体育及び術科訓練の推進について「別に定める」とは、奈良県警察術科訓練要綱の制定について(昭和50年3月例規第7号。(3)において「訓練要綱」という。)をいう。

(3) 訓練に当たっては、各級幹部が率先するなど、訓練に参加しやすい環境の整備に努め、安全管理の措置基準(訓練要綱別添)を遵守し、事故防止に努めること。

10 その他の職場教養について(第19条関係)

職場教養の方法は多様であり、その必要性、教養目的に応じて適切な方法により行うよう努めなければならない。

11 報告について(第20条関係)

毎月の職場教養実施結果の報告については、研修、小集団活動(班別会議)、部外講師の招へい、巡回教養等の項目について具体的かつ簡潔に記載し、所定の報告書に基づき、速やかに教養課長を経て本部長に報告するものとする。